

## 受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱の実施細目

### 1 取扱いの範囲

- (1) この要綱第2条に定める「住宅」とは、居住のため必要な家屋、いわゆるアパート、マンション、社宅等をいい、明らかに住宅の集団と判断できるものをこの取扱いの範囲とする。

このため、店舗・事務所等と住宅が混在しているものはこの取扱いの対象としない。

ただし、中・高層建築物において、1階及び2階が店舗・事務所等、3階以上が住宅の集団とするように、その構成区分が明らかであり、かつ、1階及び2階が別の給水管引込みである場合、この住宅の集団も取扱いの対象とする。

- (2) アパート等の階段口に付けられる散水栓等は、居住生活に付帯する装置として同様の取扱いとする。

### 2 設置の申請

- (1) 量水器の設置にあたっては、受水槽以下装置新設（増設・改造）承認申請書（別記第1号様式）を提出するものとする。

この申請書には、次に掲げる図書を添付すること。

- (ア) 平面配管図、立面配管図、各階の配管詳細図、受水槽回りの詳細図、量水器室の詳細図、配水管から量水器までの配管詳細図、隔測量水器装置を設置する場合は量水器、集中パネル盤、配線等の図面

- (イ) 量水器寄付申込書（別記第2号様式）

- (ウ) 給水装置工事（新設・増設・改造）設計・精算書（千葉県水道事業給水条例施行規程第2条第2項に定める第1号様式の2。以下「設計書」という。）に給水装置を含めた配管の概要及び各施設の主要部分を図示したもの

- (2) 受水槽以下装置工事の承認を受けた後、当該工事を変更するときは、受水槽以下装置新設（増設・改造）変更承認申請書（別記第3号様式）を提出するものとする。

- (3) 受水槽以下装置工事の承認を受けた後、当該工事を中止するときは、受水槽以下装置工事中止届（別記第4号様式）を提出するものとする。

- (4) 受水槽以下装置工事の変更又は中止の届出をするときは、量水器寄付申込取消（変更）届（別記第5号様式）及び確約書（別記第6号様式）を併せて提出するものとする。

### 3 量水器等の寄付

この要綱第6条に定める「量水器等の寄付」に係る範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 隔測量水器については、その記憶装置及び端子ボックスまでのコードを含むものとする。
- (2) 乾式接線流羽根車式量水器については、量水器本体とする。

### 4 工事検査

- (1) 工事検査の申請にあたっては、次に掲げる書類をあらかじめ提出するものとする。
  - (ア) 栓番図表（別記第7号様式）
  - (イ) 受水槽以下装置の施設管理人選任（変更）届（別記第8号様式）
  - (ウ) 隔測量水器を設置する者にあつては、受水槽以下装置の維持管理契約書又は受水槽以下装置の維持管理に関する協定書及び申請者と量水器製造者（以下「製造者」という。）との保守契約の写し
- (2) 工事検査の範囲は、次のとおりとする。
  - (ア) 別に定める「量水器の設置基準」に規定する事項
  - (イ) 量水器の口径決定に関する事項

### 5 維持管理

受水槽以下装置に設置する量水器は、次の保証を付されたものとする。

- (1) 製造上又は工事上の不備によって生じた損害は、製造業者又は工事者が負担するものであること。
- (2) 2か年間の保証期間を有するものであること。
- (3) 検査の日から6か月を経過した時及び保証期間が満了する時は、それぞれ施工者の負担において点検を行うものであること。

### 6 所有者の変更

受水槽以下装置の所有者を変更するときは、所有者変更届（別記第9号様式）を提出するものとする。

### 7 その他の事項

- (1) 受水槽以下量水器は、居住者の入退居に際して取付け又は取外しを行わないものとする。
- (2) 受水槽以下装置の使用電力料金は、使用者の負担とする。
- (3) 隔測量水器の集中パネル盤の鍵は3個とし、当該住宅の施設管理人が1個、所轄水道事務所又は支所のいずれかが2個、それぞれ保管するものとする。
- (4) 受水槽内の清掃を行う場合には、当該住宅の所有者又は施設管理人は「受水槽内の清掃に要する使用水量の認定申請書」を局長に届出なければならない。

なお、受水槽内の清掃に要する使用水量は局長が認定した水量とし、その料金は受水槽以下装置の所有者又は使用者の負担とする。

集合住宅の受水槽の清掃に要する使用水量の料金徴収については、昭和51年9月6日付け水業第628号により処理するものとする。

この要綱の実施により、昭和57年2月10日付け水業第412号は廃止するものとする。

**附 則**

この要綱は、昭和54年3月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、昭和58年3月28日から施行する。

**附 則**

この要綱は、昭和58年11月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、昭和61年9月5日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成6年2月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行月日)

1 この実施細目は、平成12年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この実施細目の施行前に改正前の受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱の実施細目の規定により調製した用紙は、この実施細目の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**附 則**

この実施細目は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

この実施細目は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この実施細目は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この実施細目は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式

受水槽以下装置新設（増設・改造）承認申請書

年 月 日

千葉県企業局長

様

申請者 住 所 〒  
 ふりがな  
 氏名又は名称 ⑩  
 電話番号

〔個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。〕

千葉県水道事業給水条例第17条第2項の規定により、受水槽以下装置に量水器を設置することに係る受水槽以下装置を次のとおり新設（増設・改造）いたしたく、下記条件を了承のうえ承認申請いたします。

工事場所	〒		
装置所有者			
家屋所有者			
指工 定事 給事 水業 装者 置名	指定番号 第 号 ⑩	給主 水任 装技 置術 工者 事名	免状番号 第 号 ⑩

条 件

- 1 受水槽以下装置に設置する量水器は、局長が認定したものであること。
- 2 受水槽以下装置の量水器は、申請者の負担で設置するものとし、局長は点検等の必要のため、当該量水器の寄付を受けるものとする。
- 3 受水槽以下装置が完成した場合は、千葉県水道事業給水条例施行規程第20条に定める部分について、別に定める「給水装置工事検査要綱」に基づく検査を受けること。
- 4 受水槽以下装置に量水器を設置した所有者又は使用者は、当該装置の維持管理を適正に行うこと。  
 なお、受水槽以下装置に隔測量水器を設置した所有者は、工事完成後、別に定める「受水槽以下装置の維持管理契約書」又は「受水槽以下装置の維持管理に関する協定書」に基づき適正に管理すること。
- 5 受水槽以下装置の所有者又は使用者を変更しようとするときは局長に届け出るとともに、維持管理等について、新所有者又は新使用者が熟知するよう引き継ぐこと。
- 6 受水槽以下装置の所有者は、受水槽以下装置の維持管理及び千葉県企業局との連絡事務を行うため、施設管理人を選任し、局長に届け出なければならない。
- 7 受水槽内の清掃を行う場合には、当該住宅の所有者又は施設管理人は「受水槽内の清掃に要する使用水量の認定申請書」により局長に届け出なければならない。  
 なお、受水槽内の清掃に要する使用水量は局長が認定した水量とし、その料金は当該住宅の所有者又は施設管理人の負担とする。
- 8 千葉県水道事業給水条例、同施行規程及びその他関係要綱等を遵守すること。

添 付 書 類	名 称	備 考	廃 止 前 提	有 ・ 無			
				水 栓 番 号	第 号	口 径	mm
納入通知書送付先	郵便番号 住 所 氏名又は名称			電 話			

量水器寄付申込書

年 月 日

千葉県企業局長 様

住 所 〒

届出者 ふりがな

氏 名 ㊟

電話番号

〔 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。 〕

私は、受水槽以下装置に設置する下記の量水器を工事完成後に貴局に寄付します。

記

(1) 寄付量水器一覧

口 径	量水器 タイプ	数 量	検定期限	量水器番号	量水器 製造者	備 考

(2) 工事場所 : 市 丁目 番地 号

(3) 建物名称 :

(4) 工事検査年月日 : 年 月 日

受水槽以下装置新設（増設・改造）変更承認申請書

年 月 日

千葉県企業局長 様

申請者 住所  
ふりがな  
氏名又は名称 ㊟  
電話番号

〔個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。〕

千葉県水道事業給水条例第17条第2項の規定により承認申請した受水槽以下装置工事を変更したいので、次のとおり申請します。

工事場所	〒		
装置所有者			
建物所有者			
指工事 定事 給事 水業 装者 置名	指定番号 第 号  ㊟	給主 水任 装技 置術 工者 事名	免状番号 第 号  ㊟
変更の内容及び理由			

添付書類	名 称	廃止前提	有 ・ 無		
			水 栓 番 号	口 径	mm
納入通知書送付先	郵便番号 住所 氏名又は名称		電 話		

備考 設計審査に係る事項に変更があるときは、当該変更に係る給水装置工事（新設・増設・改造）設計・精算書を添付すること。

受水槽以下装置工事中止届

年 月 日

千葉県企業局長 様

住所〒  
届出者 ふりがな  
氏 名  
電話番号

印

千葉県水道事業給水条例第17条第2項の規定により承認申請した受水槽以下装置工事を中止したいので、次のとおりお届けいたします。

工事場所			
指工 定事 給事 水業 装者 置名	指定番号 第 号	給主 水任 装技 置術 工者 事名	免状番号 第 号
中 止 の 理 由			

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

量水器寄付申込取消（変更）届

年 月 日

千葉県企業局長 様

住 所 〒

届出者 ふりがな

氏 名 ⑩

電話番号

〔個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。〕

年 月 日付けで量水器の寄付申込みをしたところですが、下記理由により取消（変更）したいのでお届けします。

記

(1) 理 由

(2) 寄付量水器一覧

口 径	量水器 タイプ	数 量	検定期限	量水器番号	量水器 製造者	備 考

(3) 工 事 場 所 : 市 丁目 番地 号

(4) 建 物 名 称 :



確 約 書

年 月 日

千葉県企業局長 様

住 所 〒

届出者 ふりがな

氏 名

Ⓜ

電話番号

〔 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。 〕

年 月 日付けで量水器寄付申込みをした下記の量水器に打刻した量水器番号及び水道マークについて、必ず抹消することを確約します。

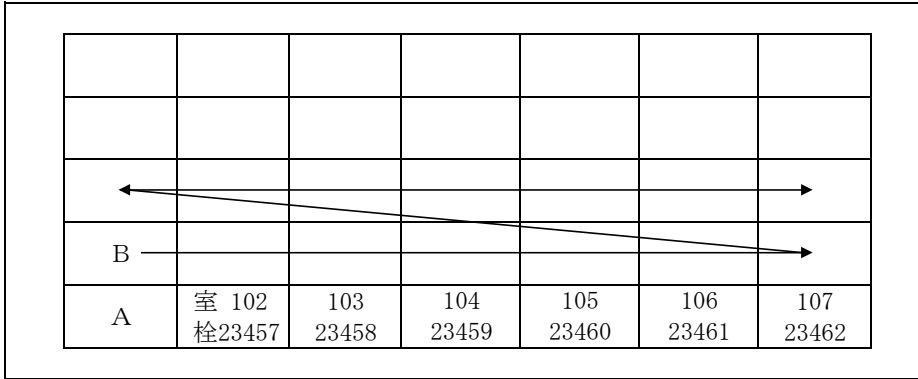
記

(1) 寄付量水器一覧

口 径	量水器 タイプ	数 量	検定期限	量水器番号	量水器 製造者	備 考

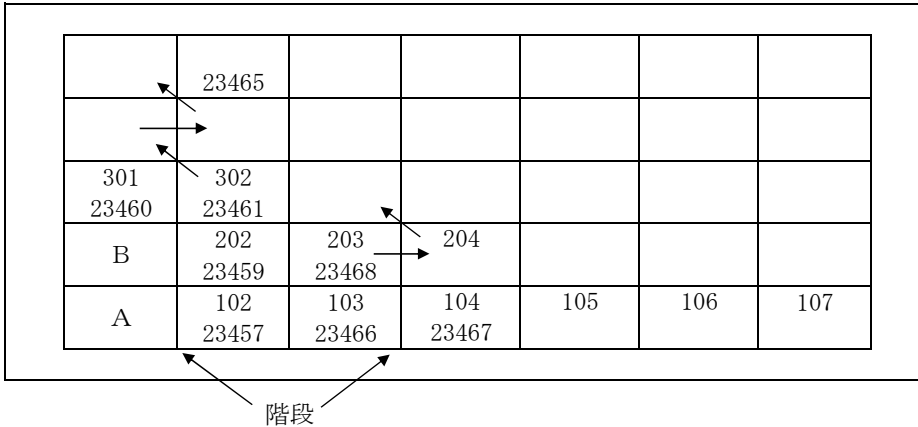
## 栓 番 図 表

### 横廊下式建築物



- 注
1. 栓番は室番号と同順序に決定していくこと。
  2. 栓番は矢印の方向に決定していくこと。

### 階 段 式



- 注
1. 縦階段方式または中間に横廊下が有るものについても同じとする。
  2. 栓番は階段に沿って決定していくこと。

### A・Bの詳細図

室 番 号	201		
水 栓 番 号	階 23458	横 23463	
使 用 者 名	山田 太郎		
量 水 器 番 号	階 4632	横 4637	
指 針	1		
口 径	φ 13	期 限 満 了	年 月 日
室 番 号	101		
水 栓 番 号	階 23456	横 23456	
使 用 者 名	鈴木 花子		
量 水 器 番 号	階 4630	横 4630	
指 針	2		
口 径	φ 13	期 限 満 了	年 月 日

- 注
- できる限り量水器番号も栓番と同じよう取付けること。

受水槽以下装置の施設管理人選任（変更）届

年 月 日

千葉県企業局長 様

住 所  
届出者 ふりがな  
氏 名  
電話番号

㊟

次のとおり施設管理人を選任（変更）しましたのでお届けします。

装置場所	
建物名称	
施設管理人 氏 名	棟 号室 電話番号（ ）
親メーターの 水栓番号	

注 個人が届け出る場合は、届出者の押印を省略することができる。

所 有 者 変 更 届

年 月 日

千葉県企業局長 様

住 所  
 届出者 ふりがな  
 氏 名 ⑩  
 電 話

受水槽以下装置の所有者を次のとおり変更しますのでお届けします。

なお、この装置が下記の条件を了解したうえで設置されたものであることを譲受人に引き継いでいることを併せてお届けします。

装置場所		
水栓番号		
譲受人	住所	
	氏名	
譲渡人	住所	
	氏名	

条 件

- 1 受水槽以下装置に量水器を設置した所有者又は使用者は、当該装置の維持管理を適正に行うこと。  
 なお、受水槽以下装置に隔測量水器を設置した所有者は、工事完成後、別に定める「受水槽以下装置の維持管理契約書」又は「受水槽以下装置の維持管理に関する協定書」に基づき適正に管理すること。
- 2 受水槽以下装置の所有者は、受水槽以下装置の維持管理及び当局との連絡事務を行うため、施設管理人を選任し、局長に届け出なければならない。
- 3 受水槽内の清掃を行う場合には、当該住宅の所有者又は施設管理人は「受水槽内の清掃に要する使用水量の認定申請書」により局長に届け出なければならない。  
 なお、受水槽内の清掃に要する使用水量は局長が認定した水量とし、その料金は当該住宅の所有者又は施設管理人の負担とする。
- 4 千葉県水道事業給水条例、同施行規程及びその他の関係要綱等を遵守すること。